

A2 訪問型サービス(介護予防相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週1回程度の場合	1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位 日割の場合 ÷30.4日	39 単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2,349単位 日割の場合 ÷30.4日	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3,727単位 日割の場合 ÷30.4日	123 単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容である場合	287	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	220		
A2	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163			
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週1回程度の場合	12 単位	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週2回程度の場合	23 単位	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷30.4日		1 単位	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週2回を超える程度の場合	37 単位	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷30.4日	1 単位	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3 単位	-3	1回につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位	-2	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位	-2	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 減算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 減算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 減算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 減算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 減算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 減算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 減算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5% 減算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算(V)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員処遇改善加算(Ⅴ5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員処遇改善加算(Ⅴ6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員処遇改善加算(Ⅴ7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員処遇改善加算(Ⅴ8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員処遇改善加算(Ⅴ9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員処遇改善加算(Ⅴ10)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員処遇改善加算(Ⅴ11)		所定単位数の 121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員処遇改善加算(Ⅴ12)		所定単位数の 118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員処遇改善加算(Ⅴ13)		所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員処遇改善加算(Ⅴ14)		所定単位数の 76/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	8310	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算				

一変更
 一新規
 一廃止

A3 訪問型サービスA(緩和した基準)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスAⅠ	イ 訪問型サービス費(緩和)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(45分~60分) 198単位	90%	198	1回につき	
A3	1002			80%			
A3	1025			70%			
A3	1003			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%		178
A3	1004			10% 減算	80%		
A3	1026			70%			
A3	1040			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	90%		168
A3	1041			15% 減算	80%		
A3	1042			70%			
A3	1043			同一建物等に居住する利用者の割合が ¹ 100分の90以上の場合	90%		174
A3	1044			12% 減算	80%		
A3	1045			70%			
A3	1005			訪問介護費	90%		18
A3	1006			口 生活援助中心 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算	80%		
A3	1027			45分以上	70%		
A3	1007	220単位	90%	10			
A3	1008	×90% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算	80%				
A3	1028	70%					
A3	1009	訪問型サービスAⅡ	ロ 訪問型サービス費(緩和)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(20分~45分) 161単位	90%	161		
A3	1010			80%			
A3	1029			70%			
A3	1011			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%	145	
A3	1012			10% 減算	80%		
A3	1030			70%			
A3	1050			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	90%	137	
A3	1051			15% 減算	80%		
A3	1052			70%			
A3	1053			同一建物等に居住する利用者の割合が ¹ 100分の90以上の場合	90%	142	
A3	1054			12% 減算	80%		
A3	1055			70%			
A3	1013			訪問介護費	90%	16	
A3	1014			口 生活援助中心 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算	80%		
A3	1031			20分以上	70%		
A3	1015	179単位	90%	8			
A3	1016	×90% 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算	80%				
A3	1032	70%					
A3	1017	訪問型サービスAⅢ	ハ 訪問型サービス費(緩和)(Ⅲ) 事業対象者・要支援1・2(20分未満) 129単位	90%	129		
A3	1018			80%			
A3	1033			70%			
A3	1019			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90%	116	
A3	1020			10% 減算	80%		
A3	1034			70%			
A3	1060			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	90%	110	
A3	1061			15% 減算	80%		
A3	1062			70%			
A3	1063			同一建物等に居住する利用者の割合が ¹ 100分の90以上の場合	90%	113	
A3	1064			12% 減算	80%		
A3	1065			70%			
A3	1021			訪問型サービスA	90%	13	
A3	1022			161単位	80%		
A3	1035			×80% 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位の10%加算	70%		
A3	1023	90%	6				
A3	1024	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位の5%加算		80%			
A3	1036	70%					

 →変更
 →新規
 →廃止

A6 通所型サービス(介護予防相当)サービスコード表

種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
			事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	日割の場合		
A6	1111	通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	1,798 単位	÷ 30.4 日	59 単位	1,798
A6	1112	通所型独自サービス11日割			÷ 30.4 日	59 単位	59
A6	1121	通所型独自サービス12		3,621 単位	÷ 30.4 日	119 単位	3,621
A6	1122	通所型独自サービス12日割			÷ 30.4 日	119 単位	119
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ1月当たりの回数を定める 場合	※1月の中で全部で4回まで		436 単位	436
A6	1123	通所型独自サービス22		※1月の中で全部で8回まで		447 単位	447
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施 減算	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位	-1
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位	-1
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位	-1
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位	-1
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業者と同一建物に居住する 者又は同一建物から利用する 者に通所型サービス(独自)を行 う場合	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	94 単位減算	-94
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ栄養アセスメント加算			50 単位加算	50
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ栄養改善加算			200 単位加算	200
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)		150 単位加算	150
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算(II)		160 単位加算	160
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ一体的サービス提供加算			480 単位加算	480
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I	リサービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II		(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III		(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)	(3月)に1回を限度	100 単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算	ル口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)	(6月)に1回を限度	20 単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)	(6月)に1回を限度	5 単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ介護職員処遇	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	(一) 介護職員処遇改善加算(V1)	所定単位数の 81/1000 加算	
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二) 介護職員処遇改善加算(V2)	所定単位数の 76/1000 加算	
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三) 介護職員処遇改善加算(V3)	所定単位数の 79/1000 加算	
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四) 介護職員処遇改善加算(V4)	所定単位数の 74/1000 加算	
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五) 介護職員処遇改善加算(V5)	所定単位数の 65/1000 加算	
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六) 介護職員処遇改善加算(V6)	所定単位数の 63/1000 加算	
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七) 介護職員処遇改善加算(V7)	所定単位数の 56/1000 加算	
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八) 介護職員処遇改善加算(V8)	所定単位数の 69/1000 加算	
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九) 介護職員処遇改善加算(V9)	所定単位数の 54/1000 加算	
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十) 介護職員処遇改善加算(V10)	所定単位数の 45/1000 加算	
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11			(十一) 介護職員処遇改善加算(V11)	所定単位数の 53/1000 加算	
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12			(十二) 介護職員処遇改善加算(V12)	所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13			(十三) 介護職員処遇改善加算(V13)	所定単位数の 44/1000 加算	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 14			(十四) 介護職員処遇改善加算(V14)	所定単位数の 33/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算	

定員超過の場合

種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
			事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	日割の場合		
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	1,798 単位		1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超		59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超		119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21・定超	ロ1月当たりの回数を定める 場合	※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・定超		※1月の中で全部で8回まで		313	

看護・介護職員が欠員の場合

種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位数
			事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	日割の場合		
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	1,798 単位		1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠		59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠		119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠	ロ1月当たりの回数を定める 場合	※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		※1月の中で全部で8回まで		313	

- 一変更
- 一新規
- 一廃止

A7 通所型サービスA(緩和した基準)サービスコード表

サービスAコード		サービスA内容略称	算定項目		給付率	合成単位数	算定単位			
種類	項目									
A7	1001	通所型サービスAⅠ・1日 通所型サービスAⅠ・1日・中山間地域等提供加算	通所型サービス費(緩和A)送迎あり入浴なし	1日(5~9時間)	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	392			
A7	1002					80%				
A7	1041					70%				
A7	1003				通所型サービスAⅠ・1日・同一建物減算	392 単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	20
A7	1004								80%	
A7	1042								70%	
A7	1005				通所型サービスAⅠ・1日・同一建物減算	392 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合 所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	314
A7	1006								80%	
A7	1043								70%	
A7	1007				通所型サービスAⅡ・半日 通所型サービスAⅡ・半日・中山間地域等提供加算	通所型サービス費(緩和)送迎なし入浴なし	半日(3~5時間)	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	294
A7	1008		80%							
A7	1044		70%							
A7	1009	通所型サービスAⅡ・半日・同一建物減算	294 単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算				事業対象者・要支援1・要支援2	90%	15
A7	1010								80%	
A7	1045								70%	
A7	1011	通所型サービスAⅡ・半日・同一建物減算	294 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合所定単位数の20%減算				事業対象者・要支援1	90%	235
A7	1012								80%	
A7	1046								70%	
A7	1013	通所型サービスAⅢ・短時間 通所型サービスAⅢ・短時間・中山間地域等提供加算	通所型サービス費(緩和)送迎なし入浴なし	短時間(1~3時間)				事業対象者・要支援1・要支援2	90%	235
A7	1014					80%				
A7	1047					70%				
A7	1015				通所型サービスAⅢ・短時間・同一建物減算	235 単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	12
A7	1016								80%	
A7	1048								70%	
A7	1017				通所型サービスAⅢ・短時間・同一建物減算	235 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	188
A7	1018								80%	
A7	1049								70%	
A7	1019				通所型サービスAⅠ・1日 通所型サービスAⅠ・1日・中山間地域等提供加算	通所型サービス費(緩和)送迎なし入浴なし	1日(5~9時間)	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	373
A7	1020		80%							
A7	1050		70%							
A7	1021	通所型サービスAⅠ・1日・同一建物減算	373 単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算				事業対象者・要支援1・要支援2	90%	16
A7	1022								80%	
A7	1051								70%	
A7	1023	通所型サービスAⅡ・1日・同一建物減算	373 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合所定単位数の20%減算				事業対象者・要支援1	90%	263
A7	1024								80%	
A7	1052								70%	
A7	1025	通所型サービスAⅡ・半日 通所型サービスAⅡ・半日・中山間地域等提供加算	通所型サービス費(緩和)送迎なし入浴なし	半日(3~5時間)				事業対象者・要支援1・要支援2	90%	280
A7	1026					80%				
A7	1053					70%				
A7	1027				通所型サービスAⅡ・半日・同一建物減算	280 単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	12
A7	1028								80%	
A7	1054								70%	
A7	1029				通所型サービスAⅡ・半日・同一建物減算	280 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合所定単位数の20%減算	事業対象者・要支援1	90%	198
A7	1030								80%	
A7	1055								70%	
A7	1031				通所型サービスAⅢ・短時間 通所型サービスAⅢ・短時間・中山間地域等提供加算	通所型サービス費(緩和)送迎なし入浴なし	短時間(1~3時間)	事業対象者・要支援1・要支援2	90%	224
A7	1032		80%							
A7	1056		70%							
A7	1033	通所型サービスAⅢ・短時間・同一建物減算	224 単位	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算				事業対象者・要支援1・要支援2	90%	10
A7	1034								80%	
A7	1057								70%	
A7	1035	通所型サービスAⅢ・短時間・同一建物減算	224 単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(緩和)を行う場合所定単位数の20%減算				事業対象者・要支援1	90%	158
A7	1036								80%	
A7	1058								70%	
A7	1037	通所型サービスA若年性認知症者受入加算	若年性認知症者受入加算	60 単位加算					90%	60
A7	1038					80%				
A7	1059					70%				

→変更
 →新規
 →廃止

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	442 単位	442
AF	3111	介護予防ケアマネジメント減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算 438 単位	438
AF	3112	介護予防ケアマネジメント減算2	業務継続計画未策定減算	4 単位減算 434	434
AF	3113	介護予防ケアマネジメント減算3	業務継続計画未策定減算	438	438
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	□ 初回加算	300 単位	300
AF	5001	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位	300

1月につき